

○邑南町広報おおなん広告掲載に関する要領

平成20年5月15日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この告示は、広報おおなんへの広告掲載に関し、邑南町広告事業実施要綱(平成20年邑南町告示第19号。以下「要綱」という。)及び邑南町広告取扱基準(平成20年邑南町告示第20号。以下「基準」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広報の掲載位置)

第2条 広告を掲載する位置は、町長が指定する位置とする。

(広告1枠の規格)

第3条 広告1枠の規格は、概ね縦4.5センチメートル、横6センチメートルとし、複数の枠を合わせて掲載することができるものとする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、次のとおりとする。

(1) 町内に事業所等を有するもの

1回の掲載につき、1枠当たり3,000円(税込)

(2) 前号に掲げるもの以外のもの

1回の掲載につき、1枠当たり5,000円(税込)

(3) 複数の枠を合わせて使用するときは、使用する枠数に応じた額とする。

2 複数回の掲載が一括して申し込まれたときは、別表に定める率を前項の額に乗じた額とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)は、掲載を希望する広報おおなんの発行日(複数回の掲載を希望する場合にあっては、最初の発行日)の2か月前までに、広報おおなん広告掲載申込書(様式第1号)により、町長に申し込まなければならない。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、広報おおなん広告掲載決定書(様式第2号)により掲載希望者に通知するものとする。

(掲載料の納付)

第6条 広告主(広告を掲載する旨の決定を受けた掲載希望者に限る。以下同じ。)は、掲載が決定した広報おおなんの発行日(複数回の掲載の場合にあっては、最初の発行日)の15日前までに掲載料を一括して納付しなければならない。

(広告案の作成及び提出)

第7条 広告主は、広告の案を作成し、町長が指定する期日までに、町長に提出しなければならない。

(広告主の責任)

第8条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(取り止めの申し出)

第9条 広告主は、広告の掲載を取り止めようとするときは、掲載を取り止めようとする広報おおなんの発行日(複数回の掲載の場合にあっては、当該取り止めに係る最初の発行日)の15日前までに、広報おおなん広告掲載取り止め申出書(様式第3号)により町長に申し出なければならない。

(掲載決定の取り消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告の内容が要綱及び基準に適合しないと認められるとき。
- (2) 広告主が、第6条の規定に反して同条に定める日までに掲載料を納付しないとき。
- (3) 広告主が、第7条の規定に違反して町長が指定する期日までに広告の案を提出しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の決定を取り消す必要があるとき。

2 町長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消したときは、広報おおなん広告掲載取消通知書(様式第4号)により、広告主に通知するものとする。

(掲載料の還付)

第11条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める額の掲載料に相当する額を還付する。

(1) 第9条の規定による広告の掲載の取り止めの申し出があったとき(第5条第1項に規定する申込期間が満了する前に申し出があったときに限る。)

広告の掲載の取り止めの申し出があった広報おおなんに係る掲載料に相当する額

(2) 町長が前条第1項第4号の規定により広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めによらないときに限る。)

広告の掲載の決定を取り消した広報おおなんに係る掲載料に相当する額

2 前項ただし書の規定による掲載料の還付を受けようとする者は、広報おおなん広告掲載料還付請求書(様式第5号)に広報おおなん広告掲載決定書を添えて町長に請求しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年5月15日から施行する。

別表(第4条関係)

一括した申し込みにより広告を掲載する広報紙の発行回数	率
2回～5回	0.9
6回～9回	0.85
10回～12回	0.8

様式第1号(第5条関係)

広報おおなん広告掲載申込書

年 月 日	
邑南町長 様	
住所	
申込者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>	
(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)	
電話番号 ( )	
広報おおなんへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。	
掲載を受けようとする広報おおなんの発行日及び規格	① 年 月 日発行 枠分
	② 年 月 日発行 枠分
	③ 年 月 日発行 枠分
	④ 年 月 日発行 枠分
	⑤ 年 月 日発行 枠分
	⑥ 年 月 日発行 枠分
	⑦ 年 月 日発行 枠分
	⑧ 年 月 日発行 枠分
	⑨ 年 月 日発行 枠分
	⑩ 年 月 日発行 枠分
	⑪ 年 月 日発行 枠分
	⑫ 年 月 日発行 枠分
広 告 の 内 容	別紙のとおり
そ の 他	

様式第2号(第5条関係)

広報おおなん広告掲載決定書

第 号 年 月 日	
様	
邑南町長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	
年 月 日付で申込みのありました広報おおなんへの広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。	
決定の区分	<input type="checkbox"/> 掲載します。 <input type="checkbox"/> 掲載しません。
掲載を受けようとする広報おおなんの発行日及び規格	① 年 月 日発行 枠分
	② 年 月 日発行 枠分
	③ 年 月 日発行 枠分
	④ 年 月 日発行 枠分
	⑤ 年 月 日発行 枠分
	⑥ 年 月 日発行 枠分
	⑦ 年 月 日発行 枠分
	⑧ 年 月 日発行 枠分
	⑨ 年 月 日発行 枠分
	⑩ 年 月 日発行 枠分
	⑪ 年 月 日発行 枠分
	⑫ 年 月 日発行 枠分
広告掲載料	円
掲載しない理由	
そ の 他	

備考 広告掲載料は、年 月 日までに同封の納入通知書により指定の場所で納付してください。

様式第3号(第9条関係)

広報おおなん広告掲載取り止め申出書

		年 月 日	
邑南町長 様		住所	
		申込者 氏名 <span style="float: right;">㊦</span>	
		(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)	
		電話番号 ( )	
広報おおなんへの広告の掲載を取り止めたいので、次のとおり申し出ます。			
掲載を取り止める 広報おおなんの発 行日及び規格	①	年 月 日発行	枠分
	②	年 月 日発行	枠分
	③	年 月 日発行	枠分
	④	年 月 日発行	枠分
	⑤	年 月 日発行	枠分
	⑥	年 月 日発行	枠分
	⑦	年 月 日発行	枠分
	⑧	年 月 日発行	枠分
	⑨	年 月 日発行	枠分
	⑩	年 月 日発行	枠分
	⑪	年 月 日発行	枠分
	⑫	年 月 日発行	枠分
取り止めの理由			

様式第4号(第10条関係)

広報おおなん広告掲載取消通知書

		第 年 月 日 号	
様		邑南町長	
		印	
広報おおなんへの広告の掲載について、次のとおり取り消しましたので通知します。			
掲載の取消しをする 広報おおなんの 発行日及び規格	①	年 月 日発行	枠分
	②	年 月 日発行	枠分
	③	年 月 日発行	枠分
	④	年 月 日発行	枠分
	⑤	年 月 日発行	枠分
	⑥	年 月 日発行	枠分
	⑦	年 月 日発行	枠分
	⑧	年 月 日発行	枠分
	⑨	年 月 日発行	枠分
	⑩	年 月 日発行	枠分
	⑪	年 月 日発行	枠分
	⑫	年 月 日発行	枠分
取消しの理由			

様式第5号(第11条関係)

広報おおなん広告掲載料還付請求書

		年 月 日	
邑南町長 様		住 所	
		申込者 氏名 <span style="float: right;">㊦</span>	
		(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者名)	
		電話番号 ( )	
広報おおなんへの広告の掲載料について、次のとおり還付を請求します。			
還付を請求する広報おおなんの発行日及び規格	①	年 月 日発行	枠分
	②	年 月 日発行	枠分
	③	年 月 日発行	枠分
	④	年 月 日発行	枠分
	⑤	年 月 日発行	枠分
	⑥	年 月 日発行	枠分
	⑦	年 月 日発行	枠分
	⑧	年 月 日発行	枠分
	⑨	年 月 日発行	枠分
	⑩	年 月 日発行	枠分
	⑪	年 月 日発行	枠分
	⑫	年 月 日発行	枠分
請 求 金 額	円		
振 込 金 融 機 関	金融機関名 預 金 種 目 普通・当座 口 座 番 号 (フリカナ) 口座名義人		